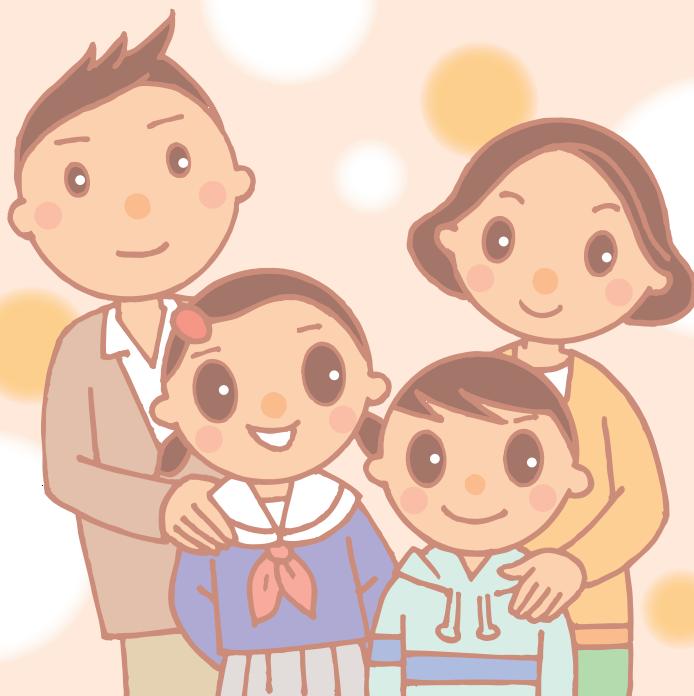


伊達市

子ども・子育て支援事業計画

〔概要版〕



伊達市

平成27年3月

計画の概要



平成24年8月に、質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供と地域の子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

伊達市では、現行の「次世代育成支援行動計画」の内容を継承する計画として、子ども・子育て支援法に基づく本計画を策定して、子どもの「心の義務教育」(注)を推進するための環境の整備を行うとともに、子ども・子育て支援に関する施策を推進していきます。

(注)「心の義務教育」:3歳～12歳の子どもを対象にした、思いやりの心や他者と協力する気持ちを育む教育

▶ 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。また、現行の「伊達市次世代育成支援行動計画」の内容を継承し、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」にも位置付けられます。

▶ 計画の期間

本計画は平成27年度から平成31年度までの5年を計画期間とします。また、中間年を目安として計画の見直しを行います。

▶ 基本理念

本計画においては、子どもの最善の利益の実現、自助・共助・公助に基づく地域全体で子どもや子育て家庭を支えるまちづくりを目指し、以下の基本理念を掲げます。

すべての子どもの幸せの実現に向けて、
地域のすべての人が子どもと子育て家庭を支援していく
まちづくりを推進していきます



▶ 基本目標

本計画は「子ども・子育て支援新制度」および、これまでの子どもや子育て家庭に対する取り組みを継承するものとして推進していきます。

そのため、計画の柱(基本目標)については、新制度に基づく数値目標である「子ども・子育て支援事業計画」と具体的な「子ども・子育て支援関連施策」とに分けて着実な推進を図ります。

子ども・子育て支援 事業計画

- ① 幼児期の教育・保育事業の一体的な推進
- ② 地域子ども・子育て支援事業の推進

子ども・子育て支援関連 施策の推進

- 基本目標1：子どもの心身の健やかな成長の支援
- 基本目標2：子育て家庭をサポートする環境の整備
- 基本目標3：地域の子育て力を強化する施策の充実
- 基本目標4：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保
- 基本目標5：一人一人の特性に配慮したきめ細かい支援の充実

子ども・子育て支援事業計画



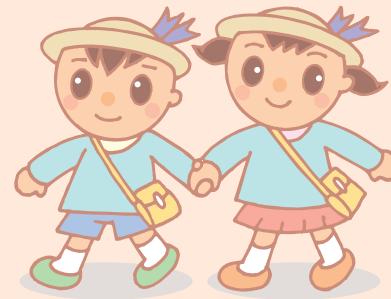
▷ 幼児期の教育・保育事業の一体的な推進

保育所・幼稚園・認定こども園において教育・保育を行う事業です。

「心の義務教育」を推進するため、3歳以上のすべての子どもが教育・保育サービスを受けることができるよう、認定こども園への移行や定員19人以下の小規模保育などの整備を進めます。

また、定員が過大となっている幼稚園は、認定こども園との統合などにより、定員の適正化を図っていきます。

市全域の需要量の見込みと目標とする供給量は以下のとおりです。



教育・保育事業（保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育施設）

0歳児（保育所や認定こども園での保育が必要な子ども）・・・【3号認定】

事業年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
供給量 (定員)	需要量見込み	93人	91人	89人	87人	85人
	保育園	87人	81人	72人	72人	54人
	認定こども園	24人	30人	48人	48人	68人
	小規模保育	0人	0人	6人	6人	6人
計		111人	111人	126人	126人	128人

1～2歳児（保育所や認定こども園での保育が必要な子ども）・・・【3号認定】

事業年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
供給量 (定員)	需要量見込み	366人	358人	351人	344人	336人
	保育園	228人	210人	167人	167人	121人
	認定こども園	118人	136人	198人	198人	258人
	小規模保育	0人	0人	31人	31人	31人
計		346人	346人	396人	396人	410人

3～5歳児（保育所や認定こども園での保育が必要な子ども）・・・【2号認定】

事業年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
供給量 (定員)	需要量見込み	461人	453人	443人	434人	426人
	保育園	287人	251人	213人	213人	165人
	認定こども園	195人	215人	305人	305人	355人
	計	482人	466人	518人	518人	520人

3～5歳児（2号認定以外の子ども）・・・【1号認定】

事業年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
供給量 (定員)	需要量見込み	834人	816人	802人	785人	770人
	幼稚園	815人	755人	545人	545人	355人
	認定こども園	255人	295人	385人	385人	515人
	計	1,070人	1,050人	930人	930人	870人

※需要量及び供給量は市全体の数値。計画本体では、伊達、梁川、保原、靈山、月館の5地域ごとの需要量と供給量を記載しています。

➡ 地域子ども・子育て支援事業の推進

子ども・子育て支援新制度では、就労している保護者だけではなくすべての子育て家庭を対象に、「地域子ども・子育て支援事業」として様々なサービスを提供します。

各事業の概要、需要量の見込みと目標とする供給量は以下のとおりです。



特別保育事業

① 延長保育事業

保育所や認定こども園で、保護者の希望により1時間延長した19時までの保育を行います。

事 業 年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
延べ利用者見込み		13,877人	14,157人	14,298人	14,441人	14,586人
確保策	供 給 量	13,877人	14,157人	14,298人	14,441人	14,586人
	施 設 数			10か所		

②-1 一時預かり事業（幼稚園等での延長保育）

幼稚園や認定こども園で、保育を必要とする認定のない3～5歳の子ども（1号認定）に、7時から19時までの延長した保育を実施して、保育所と同時間の保育サービスを提供します。

事 業 年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
延べ利用者見込み		67,041人	67,711人	68,389人	69,072人	69,763人
確保策	供 給 量	67,041人	67,711人	68,389人	69,072人	69,763人
	施 設 数			13か所		

②-2 一時預かり事業（保育所などを利用していない人の一時的な保育）

保育所や認定こども園を利用していない家庭で、冠婚葬祭や保護者のリフレッシュなどで保育が必要となる場合に、子どもを一時的に預かる事業です。

事 業 年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
延べ利用者見込み		5,174人	5,226人	5,279人	5,333人	5,387人
確保策	供 給 量	5,174人	5,226人	5,279人	5,333人	5,387人
	施 設 数	7か所			8か所	

③ 病後児保育事業

幼稚園や保育所などに通っていて、病気の回復期にある子どもを専用スペースで看護師の指導のもと保育を行う事業です。認定こども園大田と梁川認定こども園で実施します。平成29年度からは伊達地域の認定こども園にも設置し、利用者の利便性向上を図ります。

事 業 年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
延べ利用者見込み		115人	125人	204人	223人	243人
確保策	供 給 量	115人	125人	204人	223人	243人
	施 設 数	2か所			3か所	

④ 子育て短期支援事業

保護者の病気などの理由で家庭での子育てが難しい子どもについて、児童養護施設などで必要な保護を行う事業です。他市施設との連携により対応していきます。

⑤ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

授業の終了後、小学生に適切な遊びと生活の場を提供する事業です。本市ではすべての小学生を受け入れ、「群れ遊ぶ集団教育」および「心の義務教育」を推進しています。また、希望するすべての小学生の受け入れに向け、他施設の利用や児童クラブの建設を進めます。

事 業 年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
登録者数見込み		629人	641人	654人	667人	680人
確保策	定 員	798人	798人	798人	798人	833人
	施 設 数			11か所		

家庭への訪問事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を相談員と保健師が訪問し、情報の提供や子育てをする環境の把握を行う事業です。

事 業 年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
対象者見込み		357人	349人	341人	334人	327人
確保策	訪問数	357件	349件	341件	334件	327件

② 養育支援訪問事業

乳幼児全戸訪問事業などで、家庭への支援が特に必要と判断された場合に訪問し、指導や助言によって子育てを支援する事業です。

事 業 年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
対象者見込み		51人	52人	53人	54人	55人
確保策	訪問数	51件	52件	53件	54件	55件





相談支援事業

① 利用者支援事業

子育て中の保護者に、保育園の空き状況や地域の子育て支援事業などについて、情報の提供や調整を行う事業です。梁川認定こども園内に設置する予定です。



事 業 年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保策	施 設 数	1 か所				

② 地域子育て支援拠点事業(子育て支援・相談センター)

子育て中の保護者たちの相談や交流の場として子育て支援センターを設置して、子育てへの不安の軽減を図る事業です。伊達・月館地域には子育て支援センターが設置されていませんが、同様の機能を持った子育て相談センターを定期的に開設して保育サービスの地域差の軽減を図っています。

事 業 年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
延べ利用者見込み		12,152人	12,428人	14,304人	14,628人	14,960人
確保策	供給量	12,152人	12,428人	14,304人	14,628人	14,960人
	施設数	5 か所		6 か所		



その他の事業

① 妊婦健康診査

妊娠の健康の保持と増進を図るために、健診により健康状態を把握して、必要に応じて保健指導などを実施する事業です。

事 業 年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
対象者見込み		357人	349人	341人	334人	327人
確保策	健診回数	15回／1人				

② ファミリーサポートセンター事業

小学生までの子どもの育児の支援をお願いしたい人と育児の援助ができる人とのコーディネートを行う事業です。実施しているNPOへの補助や委託を含め、実施の検討を進めます。



③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯の所得の状況等を勘案して、教育・保育に必要な物品や行事への参加の費用などを幼稚園や保育園を通じて助成する事業です。必要に応じて事業の実施を検討していきます。

④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規に保育所や子育て支援事業などに参入する事業者に対して、相談や助言を行って施設の設置・運営を支援する事業です。必要に応じて新規の事業者の参入について支援を行っていきます。

子ども・子育て支援関連施策の推進



(次世代育成支援行動計画からの継承)

基本目標-1

子どもの心身の健やかな成長の支援



1-1 教育・保育環境の充実

学校・幼稚園・保育所等の職員の研修や連携と強化、相談できる体制や教育の環境の整備により教育・保育の充実を図ります。

実施事業

- 乳幼児保育の充実
- 休日保育事業
- 保育所・幼稚園・認定こども園の連携
- 保育所運営の適正化と施設整備
- 教育の充実と学力の向上
- 教職員研修事業
- 学校図書館機能活性化事業
- 相談体制の充実



1-2 心と体の健全育成の推進

キャリア教育をはじめとした様々な活動を通じて、子どもたちの「精神的な自立」「生活上の自立」「学びの自立」を促し、「生きる力」を育成します。

実施事業

- キャリア教育の実施
- 吹奏楽きらめき事業
- 土曜学習の充実
- 青少年育成市民会議事業

基本目標-2

子育て家庭をサポートする環境の整備



2-1 家庭の子育て力の強化

家庭での教育についての相談や家庭教育講座、様々な講演を実施して、保護者が子育てについての知識を得ることができる機会を提供します。また、絵本の読み聞かせや家庭での読書を推進し、親子でふれあう時間や読書の習慣の定着を図ります。

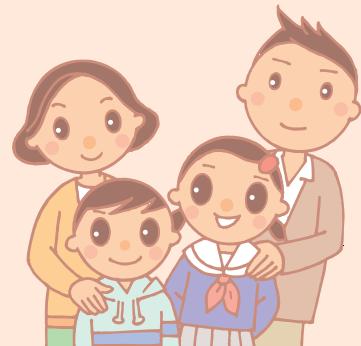
実施事業

- こども相談室事業
- PTA活動の推進
- ノーゲームデーと家庭での読書活動の推進
- ブックスタート事業・読み聞かせの支援
- 家庭教育講座の実施
- 親子参加型事業の実施
- 祖父母による育児の支援



2-2 子育て情報の提供

子育て中の世帯が、必要な保育サービスを利用したり、子育てに必要な情報を得ることができるよう情報の発信や提供するための体制の整備を行います。



実施事業

- 利用者支援事業
- 子育てガイドブック「にこにこ」の作成・配布
- 市の広報紙やホームページなどを活用した子育て情報の提供



2-3 母子の健康づくりの推進

妊娠から出産、育児を通じて母と子の一貫した健康の管理と増進を図ります。

また、妊娠・出産に関する不安の解消や必要な知識の提供するために、保健師や栄養士による保健指導や栄養指導、母子健康相談を実施します。

実施事業

- 母子健康手帳の交付 ■妊婦健康診査 ■妊婦歯科検診
- 妊産婦訪問指導の実施 ■新生児及び乳幼児訪問指導の実施
- 乳幼児健康診査の実施 ■乳幼児歯科検診の実施 ■予防接種事業
- 子宮頸がん検診 ■乳がん検診 ■母子健康相談の実施
- 生活習慣を確立するための助言・指導の実施
- 各種講習・教室などの充実 ■事故防止のための啓発



2-4 食育の推進

正しい食習慣の確立や子どもの成長に必要な栄養の摂取について助言や指導を行っています。

小中学校においても「早寝・早起き・朝ごはん」運動や給食を通じての「食育」を進めます。

実施事業

- 家庭における食生活の啓発 ■乳幼児期からの食育の啓発 ■学校における食育の啓発



2-5 子育て家庭の経済的負担の軽減

国の基準より低い保育料を設定し、保育に係る負担を軽減します。

子ども医療費の助成や児童手当の給付により子育て家庭の経済的な負担を軽減します。

実施事業

- 保育料の軽減 ■こども医療費の助成 ■児童手当の給付 ■就学援助 ■奨学金の貸与

基本目標-3

地域の子育て力を強化する施策の充実



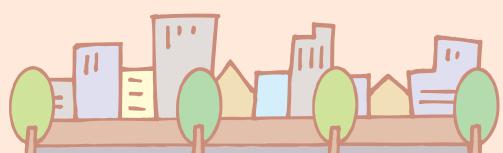
3-1 地域の子育て力の強化

保育や子育て支援についてのサービスや相談の窓口を開かれた形にすることで、誰もが利用しやすくし、利用者のニーズに合ったサービスを提供します。

また、様々な人材を育成・活用して、子育てをめぐるネットワークづくりを推進します。

実施事業

- 地域子育て支援拠点事業(子育て支援・相談センター)
- 子育てサークル活動の支援 ■スクール・コミュニティ事業
- スポーツ少年団活動の推進
- 小中学校ホームページ整備事業





3-2 世代間交流、次世代の育成

子どもたちが自然や歴史・文化とふれあう機会を通じて、豊かな心を育むことができるよう、特に親と子と一緒に体験したり自然とふれあえるような取り組みを進めていきます。

また、次世代に豊かな自然を残すための環境の保護の推進や、それに取り組むNPOなどの活動を支援します。

実施事業

- 環境保護の推進 ■市民協働で進めるためのNPOなどへの活動の支援
- 自然や歴史・文化とふれあう機会の充実 ■世代間交流の機会の提供 ■地域文化伝承の促進



3-3 仕事と生活の調和の促進

企業や労働者自身が、仕事と子育ての両立に強く向き合い、男性を含めた働き方の見直しや、育児・介護休業制度の普及・啓発をして、子育てしやすい職場づくり、理解と協力が得られやすい社会づくりを進めていきます。

実施事業

- 企業や事業主に対する子育て支援への理解と取り組みの促進
- 仕事と家庭のバランスをとることができる職場環境づくり
- 育児休業制度など関係法制度の普及・定着の促進 ■労働者自身の意識改革の啓発
- 国・県・関係団体などと連携した子育てしやすい職場づくりの促進 ■雇用の場の確保
- 男女共同参画社会の実現に向けた啓発の推進

基本目標-4

子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保



4-1 子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備

子育て世帯にとって身近な生活の場である道路や公園のバリアフリー化と適切な管理を行い、安全で利用しやすい環境づくりに努めます。また、子育て家族が安心して利用できる屋内運動場の整備を行います。

実施事業

- 安全・安心な歩行空間の確保 ■公園などの維持・安全管理 ■屋内外運動場の整備



4-2 子どもと子育て家庭の安全の確保

交通事故の防止に向けた通学路の安全の確保や「子ども110番の家」などの取り組みを強化するため、地域や警察などの協力による防犯の体制づくりを推進します。

また、子どもがインターネットやコミュニケーションツールを使用することについて、トラブルの発生や有害な情報の危険性に関する知識の普及や啓発を実施します。



実施事業

- 交通安全教室の実施 ■地域住民や警察との連携協力
- 防犯や交通安全に関する知識の普及・啓発の実施 ■子どもの緊急避難場所の確保
- インターネットやコミュニケーションツールの正しい活用方法の周知



放射能に対する安全・安心の確保

放射線について「正しく恐れる」ことができるよう子どもたちの理解を深めるとともに、放射線量の少ない場所でのびのびと活動できる機会の提供など安心・安全な環境づくりに努めます。

実施事業

- 放射線教育推進事業
- こどもりフレッシュ事業
- スタディキャンプサポート事業
- 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業

基本目標-5

一人一人の特性に配慮したきめ細かい支援の充実



5-1 障がいや発達に不安のある子どもを持つ家庭への支援

障がいのある子どもや発達に不安のある子ども、それぞれの特性に応じた教育や指導を充実させるとともに、親が子育ての不安や悩みを少しでも解消できるような相談の体制や適切な子育て環境の整備を進めます。

実施事業

- 発達支援室『こども』事業(未就学児の発達支援、保護者への相談・助言)
- 特別支援教育体制の整備(障がいの特性に応じた教育指導)
- 教育支援体制の整備(学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症などをもつ子どもへの支援)
- 障がい児通所支援事業(児童発達支援・放課後等デイサービス)
- 障害児福祉手当の給付
- 特別児童扶養手当の給付
- 育成医療の給付
- 障がいのある子どもに対する関係機関の連携の強化



5-2 要保護児童対策

児童虐待の発生を未然に防ぐため、関係機関との連携により早期発見・早期対応に努めるとともに、児童虐待の防止について市民の理解を得るための啓発を行います。

実施事業

- 「要保護児童対策地域連絡協議会」などを通じた関係機関との連携と推進
- 児童虐待の防止に向けた普及・啓発の促進



5-3 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭を対象とした給付や就労のための援助などを行い、経済的な自立による安定した家庭の環境づくりに努めます。

実施事業

- 児童扶養手当の給付
- ひとり親家庭への医療費の助成
- 母子・寡婦福祉資金の貸付
- 高等職業訓練促進給付金
- 自立支援教育訓練給付金



教育・保育の提供区域



■ 教育・保育を提供する区域の設定

子ども・子育て支援事業計画の数値目標は、保護者や子どもが容易に移動できる区域(教育・保育提供区域)ごとに設定するよう定められています。

本市では、伊達、梁川、保原、靈山、月館の5地域ごとの数値目標を設定し、地域の実情やニーズの変化などに柔軟に対応して取り組むこととします。

計画の推進体制



■ 推進体制

子ども・子育て会議

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を子ども・子育て会議において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

庁内プロジェクト会議

行政が一体となって子ども・子育て支援を推進するため、計画の進捗評価のための庁内プロジェクト会議を開催します。

関係機関との連携

各子育て支援の施策を実施するため、伊達市が事業者等に積極的に関与し、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

計画の周知

本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力を得るために、様々な媒体を活用して広く市民に知らせていきます。

■ 進捗評価の仕組み

計画の進行管理はPDCAサイクルによって行い、庁内プロジェクト会議における事業の進捗や課題の整理を踏まえ、子ども・子育て会議においてその評価や見直しを行います。

Plan(立案)

具体的な施策、取り組みの設定

Do(実行)

様々な資源を有効に活用した各主体における事業の実施

進捗評価

Action(見直し)

住民の目からみた目標、具体的な取り組みの見直し

Check(評価)

進行管理による検証と評価、各年度の目標達成状況の評価



伊達市
子ども・子育て支援事業計画
〔概要版〕

平成27年3月

編集／発行 伊達市

〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地
TEL.024-575-1111(代表) FAX.024-575-2570

お問い合わせ先：教育委員会こども部こども支援課
〒960-0792 福島県伊達市梁川町青葉町1番地
TEL.024-577-3128 FAX.024-577-3286